イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン
シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール	シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール
28	9,000	950,000	3.0	28	2.5	30	3,350	40	3.0	5
28	9,000	950,000	3.0	28	2.5	30	3,350	40	3.0	5
3	1,000	90,000	0.5	3	0.5	5	300	5	0.5	1

レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア
レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング
11,500	900	2,500	28,000	130	219	38	4,000	4,000	69,000	750
11,500	900	2,500	28,000	130	219	38	4,000	4,000	69,000	750
1,000	100	200	3,000	10	20	3	1,000	1,000	6,000	50

コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア
ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル
4,000	12,400	95	1,300	350	105	4,000	17,000	22	2,300	109
4,000	12,400	95	1,300	350	105	4,000	17,000	22	2,300	109
1,000	1,100	9	100	30	10	1,000	2,000	2	200	10

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク
ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル
4,000	4,000	85	28,000	5,500	4,000	110	1,180	270	300	470
4,000	4,000	85	28,000	5,500	4,000	110	1,180	270	300	470
1,000	1,000	10	3,000	500	1,000	10	100	20	50	40

モロッコ	リビア	ルワンダ
ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
75	11	6,900
75	11	6,900
5	1	600

附　則

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十六日

外務大臣　茂木　敏充